

【2026年度】保険会社点検

一点検のポイント（代理店用）－

2026年6月

S O M P O ひまわり生命保険株式会社

本ガイド（【2026年度】保険会社点検－点検のポイント編）は、
保険会社点検を円滑に実施するための参考資料です。
各点検項目ごとに、点検の進め方や判断のポイントを整理しています。

- 確認資料例
- 達成条件
- 未達成となる例
- 改善のポイント



点検準備から実施、その後の改善まで幅広くご活用ください。

項目	ページ
用語解説	3
【NO.1】無登録募集防止	4
【NO.2】募集人教育	5
【NO.3】募集資料等の管理	6
【NO.4】法令等遵守に関する責任者の設置	7
【NO.5】内部監査等を実施する部門等の設置	8
【NO.6】内部監査の実効性	9
【NO.7】過度な便宜供与防止態勢の整備	10
【NO.8】出向管理	11
【NO.9】個人データの取扱いに関する社内規程等	12
【NO.10】個人データの安全管理措置に関する研修等	13
【NO.11】顧客情報管理（安全管理措置）	14
【NO.12】顧客情報管理（漏えい事案等への対応体制）	15
【NO.13】個人情報の外部委託先管理体制	16
【NO.14】共同募集	17

項目	ページ
【NO.15】募集関連行為①	18
【NO.16】募集関連行為②	19
【NO.17】募集関連行為③	20
【NO.18】比較説明における適切な措置の規程化と遵守徹底	21
【NO.19】比較推奨販売に関する記録の保存と検証態勢	22
【NO.20】保険募集人指導事業（フランチャイザー）	23
【NO.21】保険募集人指導事業（フランチャイジー）	24
【NO.22】意向把握プロセスの遵守徹底	25
【NO.23】顧客の意向把握に関する記録・管理・検証態勢	26
【NO.24】特定関係法人等に関する管理態勢の構築	27
【NO.25】保険料の割引・割戻しの禁止（自己契約関連）	28
【NO.26】法人向け保険の適切な募集に係る態勢	29
【NO.27】苦情等対応体制	30
【NO.28】テレマーケティングセールス	31
【NO.29】文書募集取扱	32
【NO.30】被統括代理店の管理	33
【NO.31】適合性確認に用いる帳票等の内容	34
【NO.32】特定保険契約における重要情報シートの活用（ヒアリングのみ）	35
【NO.33】特定大規模乗合保険募集人（ヒアリングのみ）	36

会社点検のポイントにおいて使用している用語を解説しています。

	用語	説明
い	e-ラーニング	当社e-ラーニングに限らない。
け	研修	継続教育研修以外で代理店内で実施する研修（対面に限らない）。
る	ルール化	ルールを社内規程やマニュアルに定めること、および社内通知（通達など）で通知すること。ただし、社内通知のみで社内規程やマニュアルが策定されていない場合には、策定を指導する。
じ	事務所	代理店の拠点。支店・支社・営業部・営業所その他呼称は問わない。
し	出向	従業員が元の会社（出向元）との雇用契約を維持したまま、別の企業（出向先）で一定期間働く人事異動。 ただし、保険会社が属するホールディングスまたは企業グループ（保険会社の親会社・子会社・親会社の子会社のほか、保険会社との関係で持分法適用会社となる会社）内の保険代理店への出向および転籍を前提とした保険代理店への出向（役職員が転籍を前提とするものであることを認識し、当該保険代理店において業務への適性を判断するために必要な期間派遣される場合）は含まない。
し	社内規程等	社内規程等には、マニュアルや手順書も含む。

会社
点検項目

無登録募集が発生しないよう、次のすべてを充たす、募集人管理を適切に実施している。

- ① 募集人登録が完了するまで募集が行えないことを明文化している。
- ② 募集開始可能日を募集人に通知している。
- ③ 各代理店事務所に所属する募集人を一覧で管理している。

確認資料
例

- ① 社内規程等
- ② 募集人に募集開始可能日を通知したメール等
- ③ 募集人一覧

	達成条件	未達成例
①	入社および資格（変額、外貨等）取得の際に募集人・資格の協会登録が完了するまで募集を行ってはならないことを社内規程、マニュアル等に定めている。	● 社内規程もマニュアルも存在しない。 ● 社内規程やマニュアルに募集人・資格の協会登録が完了するまで募集を行ってはならないことを定めていない。
②	募集人に対して募集開始可能日を通知している（メール等を確認）。	● 募集人に募集開始可能日を通知していない。 ● 通知を行っているが、証跡を確認できない。
③	代理店に所属する全募集人の資格情報、所属事務所等を記載した一覧を作成している。	● 募集人の資格を管理する一覧を作成していない。 ● 一覧に資格情報や所属事務所等を記録する項目がない。 ● 一般課程のみ管理し、変額資格を管理していない。

改善の
ポイント

- ①② 社内規程、マニュアル等を策定する。ルールがない場合は、ルールを追加する。
- ② 募集人に募集開始可能日を通知し、記録化する。
- ③ 募集人一覧を作成する。項目が不足する場合は、追加する。

【NO.2】募集人教育

会社
点検項目

保険募集に関する法令等や個人情報保護法等の関係法令等、代理店業務に係る法令等遵守事項全般や商品について、継続教育研修以外に代理店内で研修等を実施している。

確認資料
例

①研修資料、受講記録（受講管理簿等）

	達成条件	未達成例
①	前年度において研修において次の項目をテーマから4つ以上実施していることが研修資料で確認できる。 ①意向把握・確認に係るプロセス・方法等に係るルール遵守の徹底 ②保険業法第300条の禁止行為に係る法令等遵守の徹底 ③契約概要・注意喚起情報等の交付・説明（情報提供義務）に係る法令等遵守の徹底 ④比較推奨販売の手法に応じた説明内容・方法等に係るルール遵守の徹底 ⑤犯罪収益移転防止法上の適切な取引時確認の徹底 ⑥自己契約、特定契約、構成員契約に係るルール遵守の徹底 ⑦高齢者に対する保険募集ルール遵守の徹底 ⑧公的保険制度の理解 ⑨個人情報の目的外利用の禁止の徹底 ⑩取扱商品の内容 ⑪その他コンプライアンスに関するテーマ	●左記テーマの研修を3つ以下しか実施していない。 ●研修資料を保管していない。
②	研修の受講記録（研修日、研修テーマ、参加者名等および欠席者への対応を記録）を保管している。	●研修を実施していない。 ●研修を実施しているものの、受講記録を保管していない。

改善の
ポイント

- コンプライアンスに関する研修を四半期ごとに実施する。
- 年度の研修計画を立てて実施する。

会社
点検項目

- ① 次のすべてを充たす募集資料等の管理に関する社内規程等を定めている。
 (独自資料作成可の場合)
 ・募集資料等の作成プロセス ・作成者以外の者による確認
 ・募集資料等の管理方法
 (独自資料作成不可の場合)
 ・代理店独自の募集資料等の作成の禁止
- かつ
- ② 次の募集資料等の管理を実施している。
 (独自資料作成可の場合)
 ・募集資料等の管理を実施している。
 (独自資料作成不可の場合)
 ・募集資料等を作成していない。

確認資料
例

- ① 社内規程等
 ② 代理店の独自募集資料

	達成条件	未達成例
①	社内規程、マニュアルに次の事項を定めている。 (独自資料作成可の場合) ・募集資料等の作成プロセス ・作成者以外の者による確認 ・募集資料等の管理方法 (独自資料作成不可の場合) ・代理店独自の募集資料等の作成禁止	(共通) ● 社内規程もマニュアルも存在しない。 (独自資料作成可の場合) ● 社内規程やマニュアルに左記の項目を定めていない。 (独自資料作成不可の場合) ● 社内規程やマニュアルに独自資料の作成が不可である旨を定めていない。
②	募集資料等の管理を実施している。 (独自資料作成可の場合) 期限切れ募集資料を廃棄する等、募集資料等の管理を実施している。 (独自資料作成不可の場合) 社内規程、マニュアルに独自の募集資料等の作成が不可である旨を定めている。	(独自資料作成可の場合) ● 保険会社の承認のない募集資料等が存在する。 ● 期限切れの募集資料等が存在する。 (独自資料作成不可の場合) ● 独自資料が存在する。

改善の
ポイント

- ① 社内規程、マニュアル等を策定する。ルールがない場合は、ルールを追加する。
 ② ルールを遵守していることを拠点長等が定期的に確認する。

会社
点検項目

法令等の遵守に関する責任者が①～②をすべて満たしている。
 ①法令等の遵守を確保する業務に係る責任者を配置している。
 かつ
 ②当該責任者が当該代理店の規模や業務特性に応じた、保険募集に関する法令面・業務面についての知識等を有している。

確認資料
例

①社内規程等、組織図
 ②法令等の遵守を確保する業務に係る責任者の経歴・保有資格が確認できる資料

	達成条件	未達成例
①	社内規程等や組織図に法令等の遵守を確保する業務に係る責任者の配置を定めている。	●法令等の遵守を確保する業務に係る責任者を配置していない。 ●社内規程等や組織図に法令等の遵守を確保する業務に係る責任者を配置する旨を定めていない。
②	法令等の遵守を確保する業務に係る責任者がコンプライアンスその他の内部管理業務に関する経験・保有資格を有していることが確認できる。	●責任者が内部管理業務に関する経験を有していない。 ●責任者がコンプライアンスに関する資格を保有していない。

改善の
ポイント

①法令等の遵守を確保する業務に係る責任者を配置し、社内規程、組織図を策定する。
 ②責任者がコンプライアンスに関する知識を有することを認定する資格を取得する。

会社点検
項目

内部監査等を実施する部門が①～③を充たしている。

①適切な内部監査等を実施できる部門を設置または人材を配置している。

②営業部門の傘下になく営業部門に対してけん制効果を発揮できる状態にある。

③内部監査部門に保険募集に関する法令や保険契約に関する知識等を有する人材を配置している

確認資料
例

①②社内規程等、組織図

③内部監査等を実施する部門の責任者および担当者の経歴・保有資格が確認できる資料

達成条件

未達成例

- | | 達成条件 | 未達成例 |
|---|---|---|
| ① | 社内規程等または組織図に内部監査等を実施する部門または人材の配置を定めている。 | ● 内部監査業務を実施する部門または人材を配置していない。
● 社内規程等や組織図に内部監査業務を実施する部門または人材を配置する旨を定めていない。 |
| ② | 社内規程等または組織図に内部監査部門が営業部門の傘下になく、営業部門に対してけん制効果を発揮できる。 | ● 内部監査部門が営業部門の傘下に配置されている。 |
| ③ | 内部監査等を実施する部門の責任者または担当者が、内部監査業務に関する経験、または、適切な資格を有していることが確認できる。 | ● 内部監査業務に関する経験を有している者が1人もいない。
● 適切な資格を保有している者が1人もいない。 |

改善の
ポイント

- ①法令等の遵守を確保する業務に係る責任者を設置し、社内規程、組織図を策定する。
- ②責任者が内部監査等に関する知識を有することを認定する資格を取得する。

会社
点検項目

次の条件を充たす、保険募集に関する業務について代理店独自の実効性ある監査・点検等を実施している。

●内部監査部門がある場合

①業務の健全かつ適切な運営を確保する観点での内部監査・点検を実施している。

②指摘事項に対する改善を実施している。

●内部監査部門がない場合

①代理店主・業務管理責任者等の代理店全体を管理する立場にある者が保険募集活動を行う本店・営業店等に対する点検等を実施している。

②指摘事項に対する改善を実施している。

●フランチャイザーによる監査等

①フランチャイザーの内部監査部署等が監査・点検等を実施している。

②指摘事項に対する改善を実施している。

確認資料
例

①組織図、社内規程等

②監査報告書、取締役会・代表取締役等に対する報告書（取締役会資料等を含む。）

	達成条件	未達成例
①	●内部監査・点検等の主体が内部監査部、店主・業務管理責任者、フランチャイザーの内部監査部門等であることを組織図、社内規程等にて確認できる。	●社内規程等に内部監査・点検等の主体を定めていない。
②	●監査報告書、取締役会・代表取締役等に対する報告書で監査・点検等を実施していることを確認できる。	●監査・点検等を実施していない。 ●監査・点検等を実施しているが、監査・点検等を実施していることを確認できる資料が存在しない。

改善の
ポイント

①社内規程等に内部監査の主体を定める。

②内部監査・点検等を実施する。

内部監査・点検等の内容を記録する（監査報告書の作成、取締役会等への報告等）。

会社
点検項目

顧客の適切な商品選択の機会を確保する観点から、①～③の態勢を整備している。

①過度な便宜供与の判断基準を社内規程等に定めている。

②過度な便宜供与の判断基準に関する教育・研修等を募集人に実施している。

③保険会社等からの便宜供与による比較推奨販売への影響の有無について確認・検証し、影響が生じている場合には解消のうえ、改善に取り組んでいる。

確認資料
例

①社内規程等

②研修資料、受講管理簿等

③比較推奨販売への影響の有無を確認していることが確認できる資料

	達成条件	未達成例
①	過度な便宜供与の判断基準が定められていることが社内規程等で確認できる。	●過度な便宜供与の判断基準を定めていない。
②	判断基準について、全保険募集人を対象に教育を実施していることが研修資料および研修受講簿等で確認できる。	●過度な便宜供与の判断基準に関する教育・研修等を実施していない。 ●欠席者に対して補講を実施していない。 ●教育・研修等を実施しているが、受講の記録を作成・保管していない。
③	保険会社等からの便宜供与による比較推奨販売への影響の有無について確認・検証していること、影響が生じている場合には解消措置を実施し、改善に取り組んでいることが検証の記録や経営報告等で確認できる。	●便宜供与による比較推奨販売への影響の有無を確認・検証していない。 ●影響が生じているにもかかわらず、改善に取り組んでいない。 ●影響の有無の確認・検証や改善に取り組んでいることの確認資料が存在しない。

改善の
ポイント

①過度な便宜供与にあたるか否かを判断できる基準を策定する。

②欠席者への補講を実施し、受講の記録を作成・保管する。

③確認・検証・改善について記録化する。

会社
点検項目

保険会社からの出向者を受け入れている場合、①～④を充たす、保険会社からの出向者を受け入れる態勢を整えている。

①顧客の適切な商品選択の機会を阻害するものではない。

②出向者が顧客等の同意なく代理店の顧客情報等を出向元の保険会社に共有を禁止している。

③出向者の代理店の顧客情報等へのアクセス権限を制御している。

④当該出向が業務内容、自社の規模や特性等に照らし代理店としての自立を阻害するものではない。

確認資料
例

①保険募集方針・取扱保険商品の選定等のプロセスが確認できる資料

②社内規程等

③顧客情報等へのアクセス制御を行っていることが確認できる資料

④出向者の業務内容が確認できる資料

	達成条件	未達成例
①	当該出向が比較推奨販売に影響しない等顧客の適切な商品選択の機会を阻害しないことをコンプライアンス部門等の営業部門から独立性を確保した管理部門が定期的に確認・検証している。	●当該出向が顧客の適切な商品選択の機会を阻害しないことを確認・検証する部門が営業部門の影響下にある。 ●当該出向が顧客の適切な商品選択の機会を阻害しないことを確認・検証していない。
②	社内規程等において出向者に対して顧客等の同意なく代理店の顧客情報等を出向元の保険会社への共有の禁止を定めている。	●社内規程等に出向者が顧客情報等を出向元の保険会社に共有することを禁止する定めがない。
③	代理店の顧客情報等にアクセスする出向者の権限を制御している。	●出向者のアクセス権限を制御していない。
④	出向者の業務内容が保険募集、保険募集方針の策定、取扱保険商品の選定等に関するものではない。	●出向者の業務内容に関する定めがない。 ●出向者の業務内容が保険募集、保険募集方針の策定、取扱保険商品の選定等に関するものである。

改善の
ポイント

①当該出向が顧客の適切な商品選択の機会を阻害しないことの確認・検証は、定期的（四半期毎等）に実施し、取締役会等に報告することが望ましい。

②社内規程等で出向者が顧客情報等を出向元の保険会社に共有することを禁止する。

会社
点検項目

次の①～②の取扱いについて社内規程等を策定している。

①個人データの各段階（取得・利用・保管・移送・廃棄等）における安全管理の方法

②個人データの取扱状況の点検・監査等

確認資料
例

①②社内規程等

	達成条件	未達成例
①	社内規程等に個人データの各段階（取得・利用・保管・移送・廃棄）における安全管理措置を定めている。	●社内規程等が存在しない。 ●社内規程等に個人データの各段階（取得・利用・保管・移送・廃棄）における安全管理措置を定めていない。
②	社内規程等に個人データの取扱状況について定期的に点検・監査等を実施する旨を定めている。	●社内規程等に個人データの取扱状況について点検・監査等を実施する旨を定めていない。

改善の
ポイント

- ①個人データの各段階における安全管理措置を定めた社内規程等を策定する。
- ②個人データの取扱状況をテーマとする点検・監査等を定期的（四半期ごと等）に実施する旨および点検・監査等を実施した旨を記録することを社内規程等に策定する。

会社
点検項目

個人データの安全管理措置に関し、次の①②を充たす教育・研修等を行っている。

- ①全従業員を対象とするものであること
- ②教育・研修が適切に実施されていること

確認資料
例

- ①受講管理簿等
- ②研修資料

	達成条件	未達成例
①	全従業員（募集人資格の有無を問わない。）に対して、採用時および少なくとも年1回以上の教育・研修等を実施している（欠席者に対する補講を含む。）ことが受講管理簿等で確認できる。	●全従業員に対して教育・研修等を実施していない。 ●直近1年間で個人データの安全管理措置に関する教育・研修等を1回も実施していない。 ●欠席者に対して補講を実施していない。 ●上述の各項目についての記録が存在しない。
②	個人データの安全管理措置をテーマとした教育・研修等を実施していることを研修資料で確認できる。	●個人データの安全管理措置に関する教育・研修等を実施していない。 ●教育・研修等を実施しているが、研修資料が保管されていない。

改善の
ポイント

- ①受講管理簿には「研修日」「研修テーマ」「参加者」「欠席者への対応（補講状況）」を記録する。
- ②研修資料の保管のほか、各種研修を網羅的に実施するために研修全体のスケジュールを策定する。

会社
点検項目

個人データを取り扱う情報システムについて、次の①～⑥を含む技術的な安全管理措置、およびOS等の脆弱性対策を適切に講じているか。

- ① 利用者ごとのパスワード設定
- ② アクセス権限の限定（例：顧客リストのダウンロード制限）
- ③ ウイルス対策ソフト（EDR等）の導入
- ④ 外部記録媒体（USBメモリ等）の利用制御
- ⑤ 複雑なパスワード設定、定期的変更または二要素認証
- ⑥ 持出しPCのセキュリティ設定＋ OS・ソフトウェアの常時最新化（脆弱性対策）

確認資料
例

- ①④⑤PCのセキュリティ設定に関する資料、サンプリングチェック記録
- ②アクセス権限一覧
- ③ウイルス対策ソフトの管理画面
- ⑥システム資産管理台帳（OS・ソフトウェアのバージョン一覧）

	達成条件	未達成例
①	全従業員のアカウントに個別のパスワードを設定している。	●複数人で共通のID・パスワードを使い回している。
②	業務上不要なデータ（個人情報等）にアクセスできないよう権限を限定している。	●誰でも個人情報（顧客リスト等）にアクセスできる状態になっている。
③	全業務用PCにウイルス対策ソフトを導入している。	●ウイルス対策ソフトを導入していないPCがある。
④	USBメモリ等の外部媒体の利用が適切に制御されている。	●USBメモリ等の外部記録媒体が自由に利用できる。
⑤	複雑なパスワード設定（8桁以上等）、定期的変更、二要素認証等を導入している。	●パスワード設定に制限がない（簡易なパスワードの設定が可能）
⑥	OS・ソフトウェアが常に最新状態に維持され、サポートが終了したものを使用していない（または適切な代替措置を講じている）。	●Windows 11への移行が進んでおらず、サポートが終了した古いOSのPCを、リスク対策せずに使い続けている。

改善の
ポイント

- ①②「1人1ID」の原則を徹底し、従業員の役職や業務内容に応じた必要最小限のアクセス権限を付与する。
- ⑥システム資産管理台帳で、全PCのOS・ソフトウェアのバージョンを正確に把握し、計画的にアップデート（または代替措置）を実施する。

会社 点検項目	個人情報の漏えい事案等に対応する①～③の体制を整備している。 ①対応部署(代理店内に対応部署がない場合は対応責任者)、影響調査の実施、再発防止策の策定・実施、社内外への報告について社内規程等に定める。 ②事案の影響等に関する調査、再発防止・事後措置の検討および実施 ③社内外への報告体制	
確認資料 例	① 社内規程等、組織図（個人情報取扱規程、情報漏えい時対応マニュアル等） ② 過去のインシデント発生時の調査・対応・報告記録、再発防止策の検討・実施に関する議事録、報告書 ③社内および保険会社等への報告記録	
	達成条件	未達成例
①	情報漏えい事案等に対応する部署または責任者、報告フロー、再発防止策等の策定手順を社内規程等に定めている。	● 対応部署・責任者を定めていない。 ● 事案発生時の責任の所在を定めていない。
②	影響調査体制漏えい事案が発生した際に、その事案の影響範囲や原因等を調査し、調査結果に基づく再発防止策や事後措置を検討・実施していることが議事録・報告書等で確認できる。	● 事案の調査だけで終わり、再発防止策等を検討・実施する仕組みがない。 ● 再発防止策を策定しているが、実施できていない。 ● 上述のことを記録していない。
③	代理店内および保険会社等の関係各所への報告を行っていることが報告書等で確認できる。	● 事案発生時の社内報告先、報告基準、報告手順を定めていない。 ● 社内の報告は実施しているが、保険会社に報告していない。
改善の ポイント	①情報漏えい事案発生時の「①対応部署、②影響調査、③再発防止、④報告」という一連の対応フローや各担当を、規程や組織図で明確に定める。 ②③ 調査、再発防止策、事後措置の内容、報告の日時、相手等を記録する。	

会社
点検項目

保険会社から委託された個人情報の取扱いを外部委託する際の、委託先の選定・管理に関する次の①～④の体制を適切に整備・運用している。

- ① 社内規程等に次の事項を規定している。
 - ・保険会社のルールに基づき、委託開始前に保険会社へ報告する旨
 - ・委託先を健全性・技術力・安全対策等の要件で選定する旨の基準
- ② 外部委託先を管理する台帳等の記録を保管している。
- ③ 社内規程等に定めた基準に基づいて委託先を選定していることの記録を保管する。
- ④ 委託先からの報告を元に委託先の情報の管理状況を確認している。

確認資料
例

- ① 社内規程等（個人情報取扱規程、外部委託管理規程等）
- ② 外部委託先管理台帳
- ③ 委託先選定時の稟議書等
- ④ 委託先からの定例報告書、情報管理に関するチェックシート回答

	達成条件	未達成例
①	委託先の選定基準として健全性（反社チェック・帝国データバンクの評点等）・技術力（ISO認証等）・安全対策（Pマーク等）を確認する旨および保険会社に事前報告する旨を社内規程等で定めている。	● 規程が存在しない。 ● 規程に選定基準や事前報告義務が定められていない、または内容が不十分である。
②	外部委託先を一覧化した管理台帳が整備され、委託先選定の経緯や評価に関する記録を保管している。	● 管理台帳や選定記録がない。 ● 誰が、どのような基準で委託先を選定したのかを客観的に示す記録を保管していない。
③	社内規程等に定めた選定基準に従って、委託先を選定している。	● 選定基準に従って委託先を選定していることが確認できない（記録がない等）。
④	委託先における情報管理の状況について、チェックシート等を用いて定期的に報告を求め、その内容を確認している。	● 情報管理状況を定期的に確認・監督するプロセスやその記録がない。

改善の
ポイント

- ① 委託先の選定基準（反社チェック、技術力、Pマーク等）、管理方法、保険会社への事前報告義務を規程に定める。
- ② すべての外部委託先について管理台帳を作成し、選定時の評価や契約内容、管理状況を一元管理する。
- ③ 選定プロセスは必ず文書で記録を残す。
- ④ 委託先に対し、情報管理体制に関するセルフチェックシート等を活用して定期的に状況を報告させ、その内容を評価・記録する監督プロセスを確立・実施する。

会社
点検項
目

他の保険募集人（代理店間・代理店内）と保険募集を共同して行う場合、次の①～③を充たしている。

- ①適切な募集が行われるよう、業務の範囲や役割分担を定めた共同募集に関する契約（覚書等）を取り交わしている。
- ②共同募集に関するルールを社内規程等で定めている。
- ③共同募集契約で定めた業務範囲や役割分担に従って実際の募集活動を行っている。

確認資料
例

- ①共同募集に関する契約書
- ②共同募集に関する社内ルール
- ③共同募集案件の管理記録

	達成条件	未達成例
①	共同募集を行う全ての相手先との間で、役割分担を明記した契約を締結している。	● 契約書を交わさず、口約束だけで共同募集を行っている。 ● 契約書はあるが、どちらが意向把握を行い、どちらが重要事項を説明するのかといった具体的な役割分担を定めていない。
②	共同募集を行う場合の募集行為の役割について社内規程等で定めている。	● 共同募集の場合の募集行為についてのルールが存在しない。
③	契約で定めた業務範囲や役割分担を守って、実際の募集活動を行っていることが募集プロセスの記録等で確認できる。	● 契約で定めた役割を逸脱して、他代理店が担当すべき申込手続きまで行っている。 ● 募集プロセスを記録していないため、実際の募集活動の状況を確認できない。

改善の
ポイント

- ①共同募集を行う際は、事前に契約書等を締結することを社内規程等に定める。
契約書には、「誰が（どちらの代理店が）」「どの業務（意向把握、商品説明、申込手続き等）を」「どこまで担当するのか」といった役割分担を具体的に明記する。
- ②共同募集時の役割分担を担当する募集人に周知する仕組みを整える。
- ③共同募集において実施した募集プロセスを記録することを徹底する。

会社
点検項目

募集関連行為従事者（見込客の紹介者など）から紹介等を受けるにあたり、次の①～②を社内規程等に定めている。

- ①募集関連行為従事者の選定基準
- ②募集関連行為従事者の管理方法

確認資料
例

- ①②募集関連行為に関する社内規程等

	達成条件	未達成例
①	紹介者の「選定基準」を社内規程等に定めている。	●募集関連行為従事者の選定基準に関するルールがなく、誰でも紹介者になれる状態になっている。
②	募集関連行為従事者の業務状況を確認する管理方法（業務遂行状況の確認方法、業務の適切性の確認方法（モニタリング等）等）を社内規程等に定めている。	●社内規程等において募集関連行為従事者の管理方法を定めていない。 ●社内規程等において管理方法として業務遂行状況の確認方法、業務の適切性の確認方法の全てを定めていない。

改善の
ポイント

- ①募集関連行為従事者の業務状況や適切性を、誰が・いつ・どのように確認するのか、具体的なモニタリング方法を定めてルール化する。
- ②全ての募集関連行為従事者をリストに登録し、規程に沿った管理（モニタリング、指導等）を徹底する。

会社
点検項目

募集関連行為従事者（紹介者、比較サイト運営者等）を利用する場合、委託契約等に定めた次の①～③の遵守事項および禁止事項を遵守している。

- ① 募集行為・特別利益の提供の潜脱の禁止
- ② 個人情報の適切な取扱い
- ③ 誤認を招く表示や不適切な評価の禁止

確認資料
例

- ①～③募集関連行為従事者との業務委託契約書
- ①募集関連行為従事者の活動を管理した記録
- ②個人情報の第三者提供に関する顧客の同意書
- ③募集関連行為従事者が使用しているチラシ、ウェブサイト等

	達成条件	未達成例
①	業務委託契約書に募集行為・特別利益の提供の潜脱の禁止を定め、実際に募集行為や特別利益の提供の潜脱行為を行っていないことを確認している。	● 契約書に禁止事項を定めていない。 ● 募集関連行為従事者が「謝礼」と称して過度な金品を渡している。 ● 募集関連行為従事者が初期意向を把握している。
②	業務委託契約書に個人情報を適切に取り扱う旨を定め、実際に顧客から個人情報の第三者提供に関する同意を得ている。	● 契約書に個人情報の適切な取扱いについて定めていない。 ● 募集関連行為従事者が顧客から個人情報の第三者提供に関する同意を得ていることが確認できない。
③	業務委託契約書に誤認を招く表示や不適切な評価の禁止を定め、実際に誤認を招く表示や不適切な評価を行っていないことを確認している。	● 契約書に個人情報の適切な取扱いについて定めていない。 ● 誤認を招く表示や不適切な評価をしたチラシやウェブサイトが存在する。

改善の
ポイント

- ① 委託契約書に、禁止行為（保険募集、特別利益の提供の潜脱等）や遵守事項（個人情報の適切な取扱い、不適切表示の是正義務）を明記する。
 - ② 募集関連行為従事者の管理の観点から、募集関連行為従事者が顧客から個人情報の第三者提供に関する同意を得ていることを確認する。
 - ③ 紹介者の活動や、提携する比較サイトの表示内容が契約・法令に違反していないか、定期的にモニタリング（監視・確認）し、記録を残す体制を構築する。
- ※違反を発見した場合には、契約に基づき速やかに是正を求め、応じない場合は契約を解除するなどの厳正な対応をルール化する。

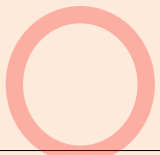
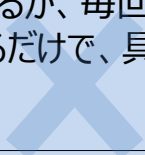
会社
点検項目

募集関連行為従事者（紹介者、比較サイト運営者等）の業務フローの適切性について、次の①～②を充たしていることを確認する。

- ①募集関連行為従事者の業務遂行の適切性を確認している。
- ②保険業法違反等の懸念が認められた場合に是正対応を行っている。

確認資料
例

- ①②業務の適切性を検証した記録（モニタリング記録、ヒアリングシート等）

	達成条件	未達成例
①	募集関連行為従事者の業務遂行の適切性を検証していることがモニタリング記録、ヒアリングシート等で確認できる。 	●モニタリング等を実施していない。 ●モニタリング等を実施しているが、記録を保管していない。 ●検証記録はあるが、毎回「問題なし」と記載されているだけで、具体的な確認内容が不明。
②	保険業法違反の懸念等が発覚した場合は、法令に基づき是正対応を行い、その対応内容も記録している。	●モニタリング等を実施していない。 ●モニタリング等を実施しているが、是正対応を行っていない。 ●是正対応を行っているが、その対応状況を記録していない。

改善の
ポイント

- ①検証の結果、問題がなかった場合でも、確認した内容（例：「比較サイトのランキング表示に問題なし」「紹介者へのヒアリングで不適切な案内がないことを確認」など）を具体的に記録する。
- ②懸念点、要改善点を認識した場合には、改善対応を行う。
※「誰が」「いつ」「何を」「どのように」検証するのか等の具体的なモニタリング手順を社内規程等で定める。

会社
点検項目

比較推奨販売を適切に行うための次の①～④の措置を社内規程等（販売方針を含む。）に定め、社内通知や研修を通じてその遵守を徹底している。

- ①比較可能な商品の概要を説明すること
- ②顧客が保険契約の契約内容について、正確な判断を行うために必要な事項を包括的に示すこと
- ③特定の保険契約の優位性を示す場合、比較する保険契約についてその全体像や商品特性を顧客に正確に示すこと
- ④特定の保険契約の優位性を示す場合、優位性の根拠を説明すること

確認資料
例

- ①～④社内規程等
- ①～④研修資料、受講記録、社内通知等

	達成条件	未達成例
①	比較可能な商品の概要を説明することを社内規程等で定め、研修、社内通知等で代理店内に周知している。	● 社内規程等が存在しない ● 社内規程等は存在するが、①～④について定めていない。 ● 研修を実施していない。 ● 研修を実施しているが、その記録を保管しておらず、実施状況を確認できない。 ● 社内通知により遵守を徹底していない（研修を実施している場合は達成と判断可能）。
②	顧客が保険契約の契約内容について、正確な判断を行うために必要な事項を包括的に示すことを社内規程等で定め、研修、社内通知等で代理店内に周知している。	
③	特定の保険契約の優位性を示す場合、比較する保険契約についてその全体像や商品特性を顧客に正確に示すことを社内規程等で定め、研修、社内通知等で代理店内に周知している。	
④	特定の保険契約の優位性を示す場合、優位性の根拠を説明することを社内規程等で定め、研修、社内通知等で代理店内に周知している。	

改善の
ポイント

- ①～④ 4つの措置を具体的に社内規程等に明記し、募集人が遵守すべき事項を明確にする。
- ①～④ 社内通知の定期的な発信・研修の実施等により比較説明ルール of 形骸化を防ぎ、継続的に意識付けを行う。
- ③ 比較説明ルールに関する研修を全募集人必須とし、ケーススタディなどを通じて実践的な理解を深める等の実効性の高い取組を実施することが望ましい。

会社
点検項目

次の①～②を社内規程等に定め、適切に実施している。

- ① 比較推奨販売の実施記録・証跡の保管
- ② 比較推奨販売の実施状況の適切性の定期的な確認・検証

確認資料
例

- ①～② 社内規程等
- ① 比較推奨販売に関する記録・証跡の保管
- ② 確認・検証したことの記録（監査記録、経営陣への報告書など）

	達成条件	未達成例
①	比較推奨販売を実施していることの記録・証跡を保管することを社内規程等で定めている。	● 規程が存在しない。 ● 規程に比較推奨販売を実施していることの記録の保管について定められていない。
②	比較推奨販売に関する記録や証跡等を基に販売プロセスの適切性を定期的な確認・検証することを社内規程等に定め、その結果を保管している。	● 規程が存在しない。 ● 確認・検証を実施していない。 ● 確認・検証を実施しているが、その記録が作成・保管されていない。

改善の
ポイント

- ①～② 比較推奨販売時の記録・証跡を保管すること、定期的な確認・検証の実施（担当者、頻度、方法等）を社内規程等に定める。
- ① 保存すべき記録・証跡の内容を標準化し、全募集人が漏れなく記録できるようにする。
- ② 管理者による定期的なサンプリングチェック等の検証プロセスを整備する。

会社
点検項目

（保険募集人指導事業を行う代理店のみ対象）

フランチャイザー（保険募集人指導事業を行う代理店）として次の①～③の体制を整備している。

- ①フランチャイジー（指導対象の代理店）とフランチャイジーにおける保険募集の業務について、適切に教育・管理・指導を行うことおよび必要に応じて改善等を求めるなどの措置を講じることを定めたフランチャイズ契約を締結している。
- ②フランチャイザーとして、フランチャイジーに対し、適切な教育・管理・指導を行うための体制を整備している。
- ③フランチャイジーに対して教育・管理・指導を行っている。

確認資料
例

- ① フランチャイズ契約書（現物）
- ② 社内規程等、指導カリキュラム
- ③ 教育・管理・指導の記録

	達成条件	未達成例
①	フランチャイジーにおける保険募集の業務について、適切に教育・管理・指導を行うことおよび必要に応じて改善等を求めるなどの措置を講じることを定めたフランチャイズ契約を締結している。	●フランチャイズ契約を締結せず、口約束で指導事業を行っている。
②	フランチャイジーに対して適切な教育・管理・指導を行うための体制を整備している。	●教育・管理・指導に関する社内規程等や具体的なカリキュラム等を定めていない。
③	フランチャイジーに対して教育・管理・指導を行い、必要に応じて改善等を求めている。	●教育・管理・指導を実施しているが、記録が保管されていない。 ●指導方針が整備されておらず、担当者任せの場合当たりの指導になっている。 ●改善が必要であるにもかかわらず、指導等を行っていない。

改善の
ポイント

- ①フランチャイザーとして「教育・管理・指導」実施する旨や問題を発見した場合に「改善措置」を求める旨をフランチャイズ契約に定める。
- ②カリキュラムには、代理店として必要な体制整備や保険募集に関する指導が含まれている必要がある。
- ③改善の要否を確認するプロセスを設けるなど、フランチャイジーを指導する。

会社
点検項目

- （フランチャイジー（指導対象代理店）のみ対象）
 フランチャイジーは、次の①～②を実施していることを確認する。
- ①フランチャイザーが策定した実施方針に則して、適切な保険募集を行うための募集・教育・管理態勢を構築している。
 - ②体制構築、教育の実施状況等をフランチャイザーに定期的に報告している。

確認資料
例

- ①社内規程等（募集・教育・管理に関するもの）
- ②フランチャイザーへの定期報告

	達成条件	未達成例
①	フランチャイザーの指導方針やフランチャイズ契約に沿った、自社の募集・教育・管理態勢を構築している。	●フランチャイザーから指導は受けているが、自社内の具体的なルールがなく、募集品質が個々の担当者任せになっている。
②	体制構築や教育の実施状況等を定期的にフランチャイザーに報告している。	●フランチャイザーへの定期報告を行っていない。 ●報告内容が形式的で実態を反映していない。

改善の
ポイント

- ①フランチャイザーの実施方針やフランチャイズ契約の内容を、社内規程等に具体的に落とし込む。
 - ②自社内での募集・教育・管理の状況を正確に把握し、フランチャイザーへ定期的に報告するプロセスを確立・徹底する。
- ※フランチャイザーからの指導や改善指摘を受けた場合は、速やかに自社の体制に反映させ、改善するサイクルを構築する。

会社
点検項目

意向把握・確認に関する次の①～②を充たす体制を整備している。

① 意向把握・確認のプロセスを社内規程等に定めている。

② 研修等を通じて、全募集人によるその遵守を徹底している。

確認資料
例

- ① 社内規程等（意向把握・確認プロセスに関する箇所）
- ② 研修資料、研修の実施記録（受講者名簿等）

	達成条件	未達成例
①	意向把握から確認、記録に至るまでの一連のプロセス（記録方法を含む）を社内規程等で具体的に定めている。	● 社内規程等が存在しない。 ● 社内規程等は存在するが、具体的なプロセスや記録方法を定めていない。
②	意向把握プロセスの重要性や具体的な手順について、研修を定期的実施し、その受講記録を保管している。	● 研修を実施していない ● 研修を実施しているが、その記録（内容、日時、参加者等）を保管しておらず、実施状況を確認できない。

改善の
ポイント

- ① 意向把握・確認・記録の一連のプロセスを、誰が読んでも理解できるように具体的に規程やマニュアルに落とし込む。
- ② 関連研修を必須とし、未受講者には督促を行うなど、受講を徹底する。また、研修の受講記録を保管する。

会社
点検項目

顧客の意向把握に関する次の①～③を充たす体制を整備している。

- ①意向把握に関する情報を適切に記録・保管している。
- ②業務を適切に遂行していることを定期的に確認・検証している。
- ③確認・検証結果を経営層に報告している。

確認資料
例

- ① 意向把握の記録（アンケート、設計書、面談記録等）
- ② 意向把握の記録・保管状況に関する確認・検証の記録
- ③ 経営層への報告資料（上記②の検証結果を含むもの）

	達成条件	未達成例
①	顧客の意向把握に関する情報が、アンケートや面談記録等に漏れなく記録され、適切に保管されている。	● 意向把握の記録を作成していない。 ● 記録内容が不十分、または一部の契約で記録が欠落している。 ● 帳票が適切に保管していない。
②	管理者等が、募集人による意向把握情報の記録・保管状況を定期的に確認・検証している。	● 確認・検証のプロセスを定めていない。 ● 確認・検証を定期的に実施していない。
③	確認・検証の結果（問題点や改善指示等）を経営層に報告している。	● 確認・検証を実施しているが、結果の記録が残されていない。 ● 確認・検証の結果を経営層に報告されていない。

改善の
ポイント

- ①意向把握に用いる帳票や記録方法をルール化し、研修等により全募集人に周知徹底する。
- ②管理者による定期的なチェックを業務フローに組み込み、実施を義務化する。
- ③確認・検証の結果を記録し、経営層へ報告するためのフォーマットを整備し、報告プロセスを確立する。

会社
点検項目

(法人代理店のみ)
 特定関係法人の管理体制について次の①～③を整備している。
 ①特定関係法人の一覧表を作成している。
 ②特定関係法人の一覧表を定期的に更新している。
 ③特定関係法人の一覧表を社内に周知している。

確認資料
例

①特定関係法人の一覧表
 ②一覧表を更新していることが確認できる資料
 ③代理店内に周知していることが確認できる資料（社内通知、イントラネットの画面等）

	達成条件	未達成例
①	特定関係法人を網羅した一覧を作成していることが一覧表で確認できる。	●特定関係法人の一覧を作成していない。 ●特定関係法人を網羅していない（抜け・漏れがある。）。
②	一覧表を定期的に更新し、常に最新の状態であることが更新履歴等で確認できる。	●一覧表を更新していないため、最新の状態になっていない。 ●一覧表を定期的に更新していない。
③	一覧表を更新する都度、全募集人に対して社内通知（通達、メール等）で周知している。	●一覧表を更新した時にその旨を代理店内に周知していることが確認できない。 ●周知の対象が全募集人ではなく、一部の募集人にとどまっている。

改善の
ポイント

①一覧表の作成・更新・周知に関する責任者・部署を定める。
 ②一覧表更新の時期を具体化（四半期ごと、役員交代の都度等）する。
 ③更新時の周知ルールを定め、実施を徹底する。

会社
点検項目

（法人代理店のみ）

募集人が自身や生計を同一にする家族の契約（募集人の自己契約）を取り扱い、かつ実質的に保険料を負担している場合、当該募集人にその対価（手数料等）を支払わないために、次の①～③を充たす態勢を整備している。

- ①募集人の自己契約に対し、報酬を支払わない旨を社内規程等で定めている。
- ②募集人が当該募集人の自己契約を取り扱った場合、その旨を代理店に報告する体制を整備している。
- ③募集人の自己契約である旨の報告があった契約について、報酬を支払わないための管理を実施している。

確認資料
例

- ①社内規程等
- ②募集人が当該契約が自己契約に該当する旨を報告していることが確認できる資料（システム画面、報告書等）
- ③代理店が募集人に対して当該募集人の自己契約に対して報酬を支払っていないことを確認できる資料（報酬支払いデータ等）

達成条件

未達成例

- | | | |
|---|--|---|
| ① | 自己契約（募集人が募集した、募集人本人やその家族が契約者等で、募集人が保険料を実質的に負担する契約）に対して報酬を支払わない旨を社内規程等に定めている。 | <ul style="list-style-type: none"> ●社内規程等が存在しない。 ●自己契約に対して報酬を支払わない旨を社内規程等に定めていない。 |
| ② | 募集人が自己契約を取り扱った場合に、その旨を代理店に報告する体制を整備していることが確認資料で確認できる。 | <ul style="list-style-type: none"> ●募集人が自己契約を取り扱った旨を報告する体制を整備していない。 |
| ③ | 募集人が報告した自己契約に対して報酬を支払っていない。 | <ul style="list-style-type: none"> ●募集人が報告した自己契約に対して報酬を支払っている。 |

改善の
ポイント

- ①自己契約の定義（例：募集人本人、生計を同一にする二親等以内の親族の契約等）を社内規程等に定める
- ②募集人が契約計上時に、当該契約が自己契約に該当するか否かを申告する仕組みを導入し、実施する。
- ③保険会社からの手数料支払いデータと募集人からの申告内容を定期的に突合し、自己契約への手数料支払いを停止または事後回収する仕組みを構築・運用する。

会社
点検項目

法人向け保険の募集において保険本来の趣旨を逸脱する勧誘を防止するため次の体制を整備している。

- ①顧客ニーズと保険商品の関係性を分かりやすく説明する旨を社内規程等に定めている。
- ②保険契約には節税効果がない旨を明記した注意喚起用資料を使用している。
- ③顧客に誤認を与えるツール等の作成・使用を社内規程等で禁止し、実際に作成・使用していない。

確認資料
例

- ①③社内規程等
- ②提案用資料
- ③誤認を与える恐れのある資料（存在しないこと）

	達成条件	未達成例
①	説明資料等を用いて顧客ニーズと保険商品の関係を分かりやすく説明することを社内規程等に定めていることを確認する。	●社内規程等を策定していない。 ●説明資料等を用いて顧客ニーズと保険商品の関係を分かりやすく説明する旨の定めが社内規程等がない。
②	「節税効果はない」ことおよび「法人から役員への名義変更によっても節税効果はない」ことを記載した書面等を顧客への説明に使用している。	●説明資料を作成していない。 ●説明資料は作成しているが、「節税効果がない」旨や「名義変更時の注意」を記載していない。
③	顧客に誤解を与える恐れがあるツール等の作成・使用を社内規程等で禁止し、実際に作成・使用していない。	●社内規程等で顧客に誤解を与える恐れがある資料の作成・使用を禁止していない。 ●顧客に誤解を与える恐れがある資料を作成または使用している。

改善の
ポイント

- ①節税効果等を謳うことを禁止するだけでなく、分かりやすく説明することを定める。
- ②「節税効果がない」旨および「名義変更時の注意」を記載した説明資料等を作成し、使用する。
- ③顧客に誤解を与える恐れのある具体例を示すマニュアル等を策定する。

会社
点検項目

次の①～③を充たす、苦情等の対応体制を整備している。

①苦情の定義、苦情等の対応方法、苦情の受付から保険会社への報告までの体制を社内規程等に定めている。

②発生した苦情等について、原因分析・再発防止を実施し、その内容を経営陣に報告している。

③苦情対応ルールを社内通知や研修等で代理店内に周知徹底している。

確認資料
例

①社内規程等

②苦情等の発生状況、原因分析、再発防止策等を経営陣に報告していることが確認できる資料

③社内通知、研修資料、受講管理簿等

	達成条件	未達成例
①	苦情の定義、苦情等の対応方法、苦情の受付から保険会社への報告までの体制を定めた社内規程等が存在する。	●苦情等について定めた社内規程等を定めていない。 ●苦情の定義、苦情等の対応方法、苦情の受付から保険会社への報告までの体制のいずれか1つでも社内規程等に定めていない。
②	経営陣に苦情の発生状況、原因分析、再発防止策等を定期的に報告している。	●経営陣に苦情の発生状況、原因分析、再発防止策等を報告していない。 ●苦情等が発生していない場合には経営陣に報告していない。
③	苦情対応ルールについて社内通知（通達等）または研修等で周知・徹底している。	●苦情対応ルールについて社内通知も研修も実施していない。 ●社内通知や研修等で代理店内に周知していることが確認資料等で確認できない。

改善の
ポイント

①苦情の定義、受付時の初期対応、担当部署（担当者）、報告ルート（社内、保険会社）等を具体的に社内規程等に定める。

②苦情等が発生していない場合も発生していないことを経営陣に報告する仕組みを構築する。

③研修については、受講した旨の記録を作成・保管する。

会社
点検項目

(テレマーケティングを実施している場合のみ対象)
適切にテレマーケティングの実施のため、次の①～④の取組みを社内規程等に定め、代理店内で周知徹底している。

- ①トークスクリプトの整備と周知徹底
- ②トークスクリプトの承認プロセス
- ③通話内容の記録・保存と電話勧誘の停止の周知徹底
- ④第三者による通話内容の検証

確認資料
例

- ①トークスクリプト、研修資料、受講記録
- ②トークスクリプト作成・更新時の承認プロセスを確認できる資料
- ③通話内容を記録・保存し、顧客からの電話勧誘を停止する旨の要望があった場合、その後の勧誘を停止していることが確認できる資料
- ④通話内容の適切性を第三者が通話内容を検証していることが確認できる資料

	達成条件	未達成例
①	トークスクリプトをオペレータに周知徹底するための研修等を実施している。	●トークスクリプトが存在しない。 ●トークスクリプトの内容が適切ではない。 ●トークスクリプトに関する研修をオペレータに実施していない。
②	トークスクリプトの作成・更新時の承認プロセスを社内規程等で定めている。	●トークスクリプトの承認プロセスを社内規程等に定めていない。
③	通話記録に顧客から電話勧誘を今後断る旨の申し出があった場合に、電話勧誘を停止する旨を社内規程等に定め、実際に架電を停止している。	●通話記録を保存していない。 ●顧客の申し出にかかわらず、架電を停止していない。
④	通話内容の適切性をオペレータ以外の第三者が定期的に検証している。	●通話内容の適切性を確認していない。 ●不適切な通話が存在しているにもかかわらず、改善対応を実施していない。

改善の
ポイント

- ①適切な内容のトークスクリプトを作成し、更新の都度オペレータに研修等で周知徹底する。
- ②トークスクリプトを管理部門が承認するプロセスを構築する。
- ③顧客との通話全件を記録し、顧客の申し出があった場合には以降の架電を停止することを研修等で徹底する。
- ④管理部門（いわゆる第2線）が通話内容の適切性を確認する。

会社 点検項目	(文書募集を取扱う代理店のみ対象) 文書募集 (LINE申込等含む。)を行うにあたり、次の①～③の全てを充たした募集体制を構築している。 ①最新マニュアルに従った、文書募集特有の募集 (募集ツールの適切な送付・説明、販売方針に基づく推奨理由を記載した書面の交付、募集人資格保有者による本人確認の実施等) を実施している。 ②受付時間中は2名以上の募集人が常駐し、照会対応等を実施している。 ③最新の募集資料、意向把握の記録等を備え付けている。
------------	--

確認資料 例	①最新のマニュアル、資料発送等の履歴を記録した資料、推奨理由を記載した書面等 ②勤務状況が確認できる資料、問合せ等の履歴の記録 ③最新の募集資料、意向把握シート、文書募集用高齢者募集状況報告書等
-----------	--

	達成条件	未達成例
①	募集ツールの送付・説明、推奨理由を記載した書面の交付、募集人による本人確認等、最新のマニュアルに従った文書募集特有の募集を行っている。	●募集ツールを送付した記録が存在しない。 ●推奨理由が販売方針と矛盾している。 ●募集人資格がない事務員等が本人確認を実施している。 ●意向把握の状況を記録していない。
②	事務所に募集人を2名以上配置し、かつ2名以上が常駐し、照会対応等を実施している。	●事務所に募集人が1名しかいない。 ●問合せ内容等の記録が存在しない。
③	最新の募集資料、意向把握シート、文書募集用高齢者募集状況報告書等を備え付けている。	●備え付けている資料が最新のものではない。

改善の ポイント	①最新マニュアルに従い、文書募集特有の募集体制を構築する。 ②常駐の募集人を2名以上配置する。問合せ内容を記録化する。 ③募集資料等を最新のものに差し替える。
-------------	--

会社
点検項目

(3者間スキームの統括代理店のみ対象)
 3者間スキームの統括代理店が被統括代理店に対して次の①～③について適切に対応している。
 ①会議・研修等の実施
 ②定期的な打合せ・会議の実施
 ③被統括代理店に対して定期的な業務点検を行なっている。

確認資料
例

- ①研修資料、受講記録
- ②会議等の議事録
- ③被統括代理店に対する業務点検の記録

	達成条件	未達成例
①	被統括代理店に対する研修を定期的（月1回程度）実施している。	●社内規程等で定めた定期的な研修をルール通りに実施していない。 ●研修は実施しているが、記録を作成していない。
②	被統括代理店と活動状況の打合せ（週1回等）、営業会議・コンプライアンス会議（月1回等）を実施している。	●社内規程等で定めた頻度での会議を実施していない。 ●会議は実施しているが、議事録等を作成していない。
③	被統括代理店に対して定期的に業務点検を実施している。	●被統括代理店に対する業務点検を実施していない。 ●業務点検を実施しているが、点検記録を作成していない。

改善の
ポイント

- ①被統括代理店に対する研修等をルールに定めた頻度で実施し、記録を作成する。
- ②被統括代理店との会議をルールに定めた頻度で実施し、議事録を作成する。
- ③被統括代理店に対する業務点検を実施し、点検記録を作成の上、被統括代理店に対し是正指導を行う。

会社
点検項目

(変額保険販売資格登録者が在籍する代理店のみ対象)
 変額保険の販売・勧誘の際、適合性確認に必要な顧客情報を収集・記録した帳票の内容が当社が求める適合性の基準を充たしている。

確認資料
例

適合性を確認・記録する帳票等

	達成条件	未達成例
①	適合性を確認する帳票で次の各項目を記録している。 ・生年月日、年齢 ・職業 ・資産・収入等の財産の状況 ・加入の動機 ・投資経験の有無 ・金融商品の満期金・解約返戻金等を保険料に充てる場合、当該金融商品の種類	適合性を確認する帳票に左記の項目の1つでも不足がある。 

改善の
ポイント

当社の適合性確認シートを使用しない場合、当該シートの記載事項を網羅した内容に改訂する。

会社 点検項目	特定保険契約の募集にあたり、重要情報シートを適切に活用している。
ヒアリング 対象	特定保険契約と他のリスク性金融商品を比較併売する代理店
参考	※重要情報シートとは 重要情報シートとは、投資リスクを伴う保険商品等について、顧客が商品内容・リスク・費用・利益相反の可能性などの重要事項を一目で把握し、他の商品と比較しながら適切に判断できるようにするための要約資料です。 金融機関代理店等が、特定保険契約と投資信託など他のリスク性金融商品を比較・併売する場面において、顧客本位の情報提供を実現することを目的として作成・活用されます。 商品内容、リスク、費用、解約条件、販売会社の利益相反の可能性などを簡潔かつ横断的に記載し、詳細は契約締結前交付書面等で補完する位置付けの資料です

会社
点検項目

（全乗合代理店対象）

今事業年度において保険業法に定める「特定大規模乗合生命保険募集人」または「特定大規模乗合損害保険代理店」に該当している。

確認方法・
留意点

該当している場合には、特大代該当を通知しているかを確認する。

①今事業年度において、「生保のみ特大代」、「損保のみ特大代」、「生・損特大代」のいずれかに該当するか。

該当する場合は、すべての所属する保険会社への通知が必要になるため。

未報告の場合は、通知書を保険会社に提出する。

■ 生保のみの場合

特定大規模乗合生命保険募集人通知書（※）

■ 損保のみの場合

特定大規模乗合損害保険代理店通知書（※）

■ 生・損両方の場合

生保のみ特大代、損保のみ特大代の通知書の両方、または、生・損をまとめた通知書

（※）当社通知書ひな形（生・損をまとめた通知書）を活用も可能

②特大代に該当する場合、体制整備について、疑問点等がないかを確認する。ある場合、必要に応じて営業店担当者へ確認する。